平成２８年（フ）第１５１号
埼玉県加須市富士見町８番24号　プリマラウレアⅡ－104号
破産者　藤井　隆広
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
埼玉県桶川市朝日２丁目24番３号　イズミハイツ206号、旧住所埼玉県上尾市浅間台４丁目３番地４　アトレハイツＡ－102
破産者　森　　高広
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
埼玉県所沢市大字下安松379番地の１　森田コーポ305
破産者　小角　正史（破産手続開始決定時の姓佐々木）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市大字牛沼142番地の６　グリーンパレスＥ－102
破産者　田村　直孝
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５号
埼玉県所沢市松葉町10番11－302号　ベルファースト、前住所埼玉県所沢市美原町５丁目2306番地の１　アイランドパークス405
破産者　山口　芳正
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６号
埼玉県所沢市松葉町10番11－302号　ベルファースト、前住所埼玉県所沢市美原町５丁目2306番地の１　アイランドパークス405
破産者　山口みよこ
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２６号
埼玉県ふじみ野市元福岡２丁目16番25号
破産者　神木　拓也
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５９号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番２号
破産者　高雄　勝彦
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６５号
埼玉県入間市東藤沢３丁目８番26号　309
破産者　河瀬　信夫
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１３号
埼玉県所沢市元町28番２－908号　コスモ所沢グランステージ
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１号
富山県魚津市友道1725番地３
破産者　宮津　千鶴
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１９７７号
名古屋市中川区八剱町３丁目12番地　つるいビル４Ｂ－３号
破産者　福士　幸子
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３８号
名古屋市西区香呑町４丁目45番地の３
破産者　本田　美樹
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７３号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘17番地15
破産者　**角**　伸一郎
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６号
和歌山市六十谷66番地　ハイツホワイト104号室、前住所和歌山市六十谷11番地７
破産者　玉置　真理（旧姓峯園・沖殿）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
和歌山市中之島1149番地
破産者　松原　宏子
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市西谷山２丁目８番７号、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地36（卸カ号８号）
破産者　西山　　聡
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目14番22号
破産者　**德**田　和明
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係